

## 栃木県公立高等学校への転入学を希望する皆様へ

### ○転入学について

転入学とは、現在、高等学校に在籍している生徒が、他の高等学校の相当学年に学籍を移す（入学する）ことをいいます。また、転入学を希望できる高等学校は、同一課程同一学科が原則となります。

### ○転入学の時期について

- ・転入学の時期は、学年の始めを原則とします。ただし、県外からの一家転住など、真にやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。
- ・通信制課程においては、学年の始めのほか、2学期（または後期）から入学することができます。転入学考査日は各高等学校が定めますので、希望する高等学校のホームページで確認してください。

### ○転入学考査の内容について

各高等学校が定めます。

### ○転入学の手続について

転入学に関する手続は、在籍校と志願先校の間で行います。

### ○転入学後について

教育課程の相違により、修得しなければならない単位に不足が生じる場合には、転入学後に適切な方法で不足単位の補充をすることがあります。

転入学を希望する場合には、在籍校を通じて下記担当までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

栃木県教育委員会事務局 高校教育課指導担当

TEL: 028-623-3382

Email: koko-shido@pref.tochigi.lg.jp